

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項に基づく猟銃等講習会の講習修了証明書の
書換え又は再交付に係る審査基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
審査基準 令和2年1月10日作成	審査基準 令和●年●月●日作成
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第5条の3第3項	根拠条項：第5条の3第3項
処分の概要：講習修了証明書の書換え又は再交付	処分の概要： <u>猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付</u>
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、 <u>同第22条</u> （講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、 <u>第22条</u> （講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審査基準：	審査基準：
標準処理期間：3日（書換えにあつては1日）	標準処理期間：3日（書換えにあつては1日）
申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問合せ先：住所地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177
備考：	備考：